

令和6年度
長野市国保特定健診・後期高齢者健診・30歳代の国保健診
受診券交付申請書

令和 6 年 月 日

(宛先)長野市長
下記のとおり申請します。

1 確認事項 ※以下、該当する□にチェックを入れてください。

確認項目	交付対象	交付対象外
(1) 令和6年4月1日以降、(他の健康保険制度や他市町村の国保に加入していた時期も含めて) 特定健診等を受診していない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(2) 令和6年4月1日以降、人間ドックの補助を長野市から受けていない(誕生日が平成2年(1990年)3月31日以前の方)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(3) 令和7年3月31日まで、長野市の補助による人間ドックを受診する予定はない(誕生日が平成2年(1990年)3月31日以前の方)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(4) 受診日時点で後期高齢者医療制度以外の保険に加入する、あるいは、転出する予定はない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(5) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(サービス付高齢者向け住宅を除く)、軽費老人ホーム、障害者支援施設、介護老人保健施設などに入所していない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

※ 年度内に長野市の補助制度による人間ドックや特定健診・後期高齢者健診を重複して受診した場合は、後で受診した方の市負担額を返納していただきます。

2 申請者(受診券発行対象者)

郵便番号 **380-8512**住所 **長野市 大字鶴賀緑町1613番地**氏名 **長野 国保**生年月日 昭和 平成 **39年 10月 10日 (60歳)**電話番号又は携帯電話番号 **226-4911**3 保険証の種類及び番号 **長野市国民健康保険 長 - 012345** (数字6桁)
(いずれかに必ず記入)**後期高齢者医療 39202015** (数字8桁)4 交付申請の事由 (1) 4月16日以降の加入届出
 (2) 紛失・汚損
 (3) その他 ()

受付担当者 使用欄

資格チェック(資格照会画面等で確認) <input checked="" type="checkbox"/> 国保加入者で今年度30歳~75歳 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度加入者	受付支所 支所受付 通し番号	浅柳 6 - 1
宛名番号(8桁) (詳細画面等で確認)	受付担当者名	0000002 大朝

長野市国保特定健診・後期高齢者健診・30歳代の国保健診 受診券交付申請について

健診実施期間 令和6年5月10日（金）から10月15日（火）まで

長野市国民健康保険特定健診・後期高齢者健診・30歳代の国保健診の対象者

①長野市国民健康保険の加入者で、年度内に30歳以上の誕生日を迎える人

②後期高齢者医療制度の加入者で、長野市内に住所を有する人

※パート等の勤務先において、職場での定期健診を受診する人は、特定健診を受診する必要はありません。

健診の受診方法などの詳細はこちらをご覧ください。

各種健診のご案内

長野市ホームページ <http://www.city.nagano.nagano.jp>

※トップページが表示されたら「特定健診」で検索してください。

1 令和6年3月1日現在、上記①又は②に該当していた方に、長野市国保・高齢者医療課から4月末に長野市国保特定健診・後期高齢者健診・30歳代の国保健診の受診券を郵送するほか、3月2日から4月15日までに新規に資格を取得した方へも別途作成して送付します。

※ 令和6年4月16日以降に長野市国保に加入・離脱の届出をした内容は、郵送に反映されません。

2 4月16日以降に長野市国保若しくは後期高齢者医療制度（4月15日に長野市国保の資格があった人を除く）に加入した、また受診券を紛失等で、受診券をご希望の人は、表面の受診券交付申請書で申請してください（国保・高齢者医療課又は支所に提出、国保・高齢者医療課に郵送でも可）。後日、受診券を郵送します。

3 今年度中に就職、社会保険加入、転出などの予定のある人は、ご注意ください。

会社等に勤務することにより社会保険等に加入した場合、又は家族が加入する社会保険等の扶養家族となった場合、若しくは市外に転出した場合などは、社会保険加入や転出の翌日に長野市国保の資格を喪失します。

資格喪失後は、長野市国保特定健診は受診できません。資格喪失後に受診したことが後日判明した場合には、健診料金の全額（自己負担額を除く）を返納していただくことになります。

4 この健診を受診すると、今年度の間人ドック・脳ドック受診補助は受けられません。

長野市では、この健診と人間ドック・脳ドック受診補助を二重で受けられないことになっています。人間ドック・脳ドックの受診予定のある方は、いずれかを選択してください。

万一、二重補助が判明した場合には、後で受診した市負担額を返納していただきます。

《お問合せ》 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613

長野市 国保・高齢者医療課 健診担当 026-224-7241